

日介支専協第 1-0345 号

令和 2 年 2 月 28 日

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
都道府県支部長 殿

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会 長 柴 口 里 則  
[公 印 省 略]

令和元年台風第 15 号又は第 19 号等による被災者に係る利用料等の  
介護サービス事業所等における取扱いについて（その 14）  
（ご連絡）

厚生労働省老健局より、各都道府県介護保険担当主管部（局）宛てに標記の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

この事務連絡は、別紙 1 につきましては、令和 2 年 2 月 27 日午後 0 時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村が掲載されています。1 月 31 日付けの同事務連絡の取扱い期間及び別紙が更新されたもので、取扱いの期間に「令和 2 年 4 月 1 日からの介護保険サービスについては、保険者から交付された利用者負担の猶予・免除証明書を提示した者のみ、支払を猶予・免除すること。」が追加されました。

貴支部におかれましては、本件につきまして地域支部および会員の皆様への周知をお願いいたします。

一般社団法人日本介護支援専門員協会  
事務局 木村能子 担当：田鎖ゆうき・大室悠  
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階  
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778  
E-mail soumuka@jcma.or.jp